

# 具体例に学ぶ e 法務ソリューション

デジタル訴訟社会を生き抜くために

第2回

## デジタルデータには、 適切な証拠保全が必要です

訴訟対策に欠かせないデジタル証拠保全と  
ログ復元ソリューション

text by AOS テクノロジーズ 株式会社 **AOS** Technologies

eLaw.jp : <http://elaw.jp/>

### 日ごろから データ保全に関する ポリシーの確立を

今年1月に米国で行われた知的財産訴訟では、被告側が証拠となる電子保存データを意図的に破損してしまつたために、原告側が裁判プロセスを経ずに勝訴となつたケースがありました。意図的な破損というのは、被告側が訴訟を受けた後、証拠となるはずの電子保存情報の入ったノートパソコンをオフィスビルの窓から外に放り投げ、さらに、そのノートパソコンを車で轢いて破壊してしまつたというものです。これは、デジタルデータの保全ルールをはなはだしく無視したきわめて悪質な行為だといえるでしょう。

ここまでの例は少々極端かもしれませんが、企業は日ごろからデータ保全に関するポリシーを確立しておく必要があることを決して忘れてはいけません。

訴訟というのは、ある意味天災と同じで、事前の予測が非常に難しいものです。万が一訴訟を起こされた

場合に、データ保全ポリシーの用意によって制裁金が課せられてしまふといった事態に陥ることのないよう、普段からデータ保全に関してのポリシーを確立しておく必要があります。

### 基準が不明確な、 デジタルデータの保全

e デイスクバリーが一般的に普及している米国であっても、訴訟の際に、証拠として保全しなければいけないデジタルデータが消失されてしまつたという理由から、多大な制裁金を課せられた事例が数多く存在します。

実は、米国でもこうしたデータ保全に関しては、明確な基準が存在していないというのが実情なのです。過去の判例を見渡してみても、データ保全に対する考え方は統一されていません。デジタルデータがかかる訴訟を担当した Paul Grimm 裁判官も「関連すると思われる証拠を保全するために、どのような手段を取らなければならないかについての見解は統一化されていない」と述

べています。

このように世界中の企業がその取り組み方に頭を悩ますデジタルデータ保全において、大きな効力を発揮するのが、AOS テクノロジーズが提供する「e 法務ソリューション」のラインナップである、デジタルデータを証拠として開示する「e 法務デイスクバリーサービス」と、デジタル証拠を復元・調査する「e 法務フォレンジックサービス」です。

### 証拠保全で 原本性の担保を

デジタルデータを証拠として扱うような場合には、どのようにその証拠保全を行っているかが最も重要なポイントとなります。デジタルデータというのは、コピーや消去、改ざんが容易であるという性質があるもので、証拠となるデータが捏造されたものや改ざんされたものではないことを保証する証拠保全が鍵となるのです。

e 法務ソリューションでは、デジタルデータの証拠保全に際し、ファイルがオリジナルから改ざんされ



ハードディスクの保全作業

ていないことを確認・証明するため、ハッシュ値が用いられます。媒体から算出されたハッシュ値は、一対一対応となつていて、同じハッシュ値を持つ原文を複数作成することは理論上不可能とされています。ですから、データ保全を行う場合には、必ずハッシュ値を取り、さらには保全を行っている様子を、日付や時間が記録できるビデオカメラなどで撮影しておくことも必要となります。

まうと、電話を着信したり、メールを受信したりすることで、証拠となるデータの状態が変わつてしまひ、証拠性が損なわれてしまふ可能性があるのです。ですので、AOS テクノロジーズでは、携帯電話のデータを扱う場合、電波を遮断するシールド装置を使用して、電波が届かない環境での調査を行っています。また、いきなり携帯電話に直接アクセスして調べてしまふと、データを改ざんしてしまふリスクがありますので、事前に必ずオリジナルのデータを別の媒体にコピーしてハッシュ値を取つてから、調査をするといった対策も実施しています。

### 削除されたデータの復 元で、きわめて有効な 証拠を検出する

証拠保全にかかわる調査を、専門的な知識がない社内スタッフが行うことは非常に危険です。加えて訴訟の際には、証拠としたデータの客観性が問われることもあります。なので、信用のおける外部の専門会社に調査を依頼し、適切な保全手続

を経て、証拠調査を行った事実についての証明書を発行してもらつて、それが有効な対策となるのです。

そして重要なのは、昨今の訴訟においては、ハードディスクや携帯電話のメモリーから証拠となるデータを意図的に削除されるケースが非常に目立ってきているという事実です。このように、故意にデータが消失されてしまつた場合には、その復旧はきわめて困難とされています。しかし、e 法務フォレンジックでは、AOS テクノロジーズが10年以上にわたつて培ってきた高度な復旧技術を駆使することでそれを可能にしています。

このように、保全されたハードディスクやメモリーに対して、データの復元作業を行い、削除されてしまつたログデータを調査対象に加えることによって、重要な証拠データの検出率を高めることができます。ということは、法務担当者であればぜひ理解しておかねばなりません。不正が起つた場合は、データが消失されている可能性が高い。それを復元できれば、裁判を優位に進めることができるでしょう。